

第6章 特定解体工事元請業者が取り組むべき事項

1. 特定解体工事元請業者の確認及び説明

- 法第42条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。以下この項及び第92条第1項において「解体工事」という。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第100条第1項第1号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第2項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。
 - 3 特定解体工事発注者は、第1項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

特定解体工事元請業者の確認及び説明

- 特定解体工事時書面記載事項省令
第2条 法第42条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 書面の交付年月日
 - 二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
 - 三 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
 - 四 特定解体工事の名称及び場所
 - 五 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果
- 第3条 法第42条第1項及び第3項の主務省令で定める期間は、3年とする。

【概要】

建築物の解体工事等の際には、建築物にフロン類が充填されたままの業務用冷凍空調機器が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン類の回収が必要となる。機器を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則の対象となる。

また、日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄等実施者(ビルオーナー等)に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者(ゼネコン、解体業者等)が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明(事前説明)を行うことで、廃棄等実施者からのフロン類の回収委託が適切に行われることとなる。

なお、令和元年の改正で、事前説明の書面について、工事発注者(原本)・元請業者(写し)それぞれに3年間の保存義務が加わった。

【解説】

(1) 特定解体工事元請業者による説明

特定解体工事元請業者は、解体しようとする建築物などにおける第一種特定製品の設置の有無について確認するとともに、当該工事発注者に対して、その結果について、以下の事項(表 38)が記載された書面をもって、説明しなければならない。(様式は自由だが、参考様式を第9章7.(10))p.160に掲載)

表 38 書面の記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 書面の交付年月日○ 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所○ 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所○ 解体工事の名称及び場所○ 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果 |
|--|

(2) 留意事項

本規定の対象は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事(解体工事)とされており、ここでいう解体工事とは、

- ①建築物の場合 建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事
- ②建築物以外の工作物の場合 建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事を指す。

また、「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」は、本規定は適用されない。例えば、解体対象が「東屋」のような場合や、鉄塔、煙突、橋梁等の工作物の場合が想定される。

なお、発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを提示された場合であっても、当該引取証明書又はその写しにおいて回収済みとされる第一種特定製品の台数と、実際に解体現場に設置されている第一種特定製品の台数との突合が最低限必要であること等に鑑み、本規定の適用対象となり、設置の有無についての確認や書面による説明が必要となる。

一方、「全部又は一部を解体する工事」には裾切りがない。そのため、リフォーム等においても「一部を解体する工事」に該当し、機器設置の有無の確認等が必要となる場合がある。(建設リサイクル法における事前届出の要件とは別であるので留意されたい。)

解体工事を伴わない、機器のみの入れ替え等の場合は、本規定は適用されない。しかし、機器の入れ替えの際、入れ替えを行う業者から廃棄等実施者に対し、フロン類回収が必要である旨の説明やフロン回収済みかどうかの確認を行い、みだり放出とならないよう注意を払う必要がある。

本規定に基づく業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認の際に、特定解体元請業者から充填回収業者へ連絡し、充填回収業者が確認に立ち会うことが望ましい。解体工事の初期段階でフロン類回収が必要な業務用冷凍空調機器の詳細を確認することで、確実なフロン類回収が可能となる。

また、確認の結果、第一種特定製品がなかった場合も、その旨の事前確認書面の作成・保存が必要となる。

加えて、令和元年6月の改正により特定解体工事元請業者も、都道府県知事による報告徴収・立入検査の対象となっている。

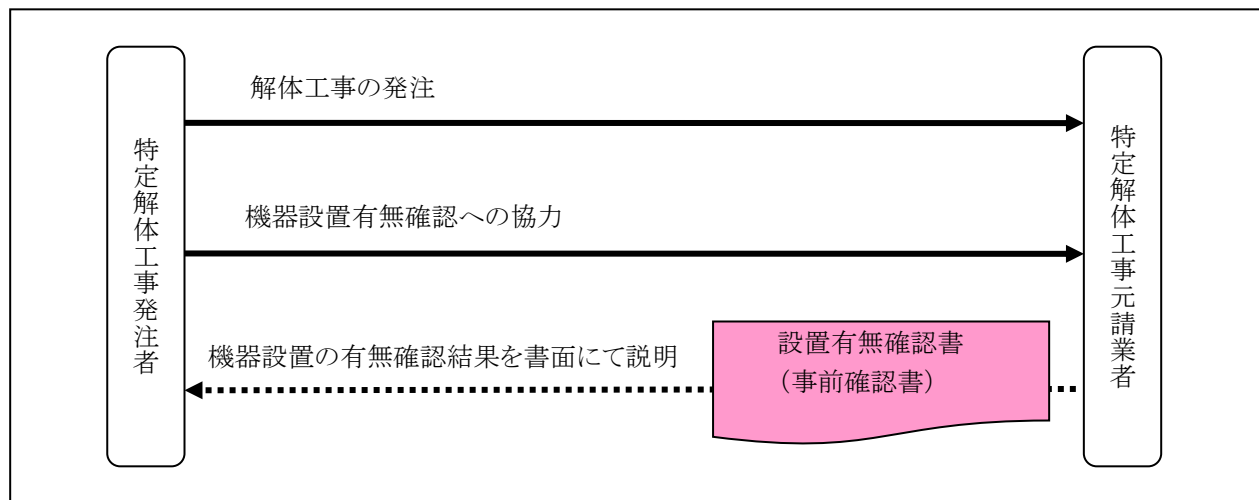
なお、建設リサイクル法との関係については、第8章6.(3)p.106を参照されたい。

(3) 特定解体工事元発注者による協力

管理者が発注者に該当する場合は、特定解体工事元請業者が実施する上記確認に対し、協力をしなければならない。協力とは、例えば、確認のために建物内に入ることの許可や図面の提供等のほか、当該建築物等に設置されている第一種特定製品に関する点検記録簿を提示すること等が考えられる。

なお、何人であってもフロン類をみだりに大気中に放出することが禁止されていること、特に建築物等の構造・設備について知見を有する解体工事業者が、発注者から必要な協力を得られなかったことをもってその責任を免れるものではないことに留意する必要がある。

図 16 解体工事の流れ



2. 事前確認により確認された第一種特定製品の処理について

【概要】

事前確認を行った建築物に第一種特定製品の存在が確認された場合、①当該第一種特定製品のフロン類が回収済みだった場合、②フロン類がまだ回収されていない場合、のそれぞれの場合に応じ、フロン排出抑制法の規定に基づき必要な措置を講じる必要がある。

【解説】

(1) フロン類が回収済みの場合

解体工事に伴ってフロン回収済みの第一種特定製品が排出される場合には、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す引取証明書の写し又はフロン類が充填されていないことの確認証明書の写しをもらい、廃棄物・リサイクル業者等(引取等実施者)に引取証明書の写し又は確認証明書の写しを添えて第一種特定製品を引き渡すこととなる。

(2) フロン類が未回収の場合

工事発注者からフロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、フロン類の回収の依頼を工事発注者が行うか、解体工事元請業者が行うかの2通りの場合が考えられる。

A) フロン類の回収の依頼を工事発注者が行う場合

解体工事元請業者は工事発注者に対して、フロン類の回収を発注者が自ら又は第三者に委託して充填回収業者に依頼することを求める必要がある。回収が終わったら、解体工事元請業者は工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す引取証明書の写し又はフロン類が充填されていないことの確認証明書の写しをもらい、廃棄物・リサイクル業者等(引取等実施者)に引取証明書の写しを添えて第一種特定製品を引き渡すこととなる。

B) フロン類の回収の依頼を解体工事元請業者が行う場合

解体工事元請業者は工事発注者から委託確認書の交付を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼する。充填回収業者から交付される引取証明書の写しは3年間保存する必要がある。さらに、廃棄物・リサイクル業者等(引取等実施者)に引取証明書の写しを添えて第一種特定製品を引き渡すこととなる。

※いずれの場合であっても、基本的にはフロン類が充填されていないことが確認できる書面(引取証明書の写し、または確認証明書の写し)とともにでない、第一種特定製品を引取等実施者(廃棄物・リサイクル業者等)に引き渡すことができないことに留意。